

2018 年度宇宙法模擬裁判日本大会規則

宇宙法模擬裁判日本大会実行委員会

第 1 条 (総則)

- (1) 本大会は、宇宙法を題材とした模擬裁判に取り組むことを通して、法曹界、学界、ビジネス界、政・官界等、多分野に進む、意欲のあるわが国の学生の能力向上を支援するとともに、広く宇宙法に関する一般的な知識の普及および理解の増進等、宇宙活動における法の重要性に対する意識の向上を図ることを目的とする。
- (2) 本大会はアジア・太平洋予選大会及び世界大会とは**独立している**ため、本規則及び附属書の適用範囲は 2018 年度宇宙法模擬裁判日本大会に**限定**される。

第 2 条 (大会組織)

- (1) 本大会は宇宙法模擬裁判日本大会実行委員会(以下、「実行委員会」)により開催される。
- (2) 大会における使用言語は日本語とする。
- (3) 大会のスケジュールおよび開催地は実行委員会が決定する。
- (4) 実行委員会の決定は、**WEB** サイトおよびメールにて通知される。

第 3 条 (参加チーム)

- (1) 本大会は大学生または大学院生によって構成されるチームに開放する。
- (2) 同一団体からは 2 チームまで参加することができる。
- (3) チーム間の事前の情報交換は禁止する。これに反した場合は附属書 I 第 1 条 (2) に定める罰則が科されるものとする。
- (4) 本大会に参加するチームは実行委員会の定める期限までに、参加団体として実行委員会に登録することを要する。登録は所定の **WEB** 登録フォームからの登録申請の到着と登録料の振り込みをもって完了されるものとする。一度振り込まれた登録料はいかなる理由によっても返還されない。
- (5) 登録料は実行委員会により決定される。
- (6) 各チームの弁論者は 4 名以内の学生で構成されるものとする。但し、原告及び被告それぞれ 1 名の補佐人を伴うことができる。一チーム内で、原告・被告双方の代理人を行うメンバーが所属するチームは、実行委員会に対して、その旨を通知しなければならない。「学生」とは学士課程、修士課程の者をいう。
- (7) チームは異なる大学に所属する学生同士によって組織することができる。但し、そのチームは既に他のチームによって代表されているもの以外の大学を代表しなければならない。
- (8) チームナンバーは実行委員会により決定され、各チームに通知される。

第4条 (問題)

本大会の問題文は、2018年マンフレッド・ラクス宇宙法模擬裁判大会(Manfred Lachs Space Law Moot Court Competition 2018)の問題(クラリフィケーションを含む)を利用する。なお、この問題文の正文は英語とする。また、主張本文には問題文中の固有名詞(例: Neapilia)をそのまま英語表記で用いることができる。

第5条 (書面)

- (1) 各チームは原告・被告双方について書面を提出しなければならない。
- (2) 書面は日本語で作成するものとする。ただし、脚注・各要素のタイトル・英語の固有名詞はこの限りではない。(英語は Times New Roman、日本語は MS 明朝でどちらも 12 ポイント以上とする。)
- (3) 書面には、以下の要素によって構成されるものとし、各チームは(a)表紙及び(h)法廷への請求に関しては附属書 II に定める形式に準拠してこれらを作成しなければならないが、(b)(c)(d)(e)(f)(g)に関しては附属書 II に示した例を参照することができる。
 - (a) 表紙(原告の書面については青色とし、被告の書面については赤色とする。)
 - (b) 目次(Table of Contents)
 - (c) 参考資料索引(Index of Authorities)
 - (d) 請求項目(Questions Presented)
 - (e) 事実概要(Statement of Facts)
 - (f) 主張概要(Summary of Pleadings)
 - (g) 脚注を含めた主張(Pleadings including footnotes)
 - (h) 法廷への請求(Submissions to the Court)
- (4) 本条(3)(g)にいう主張は、20 ページ以内で構成されなければならない。用紙は A4 版とし、最低限上下左右 2.5cm の余白を空けるものとする。(脚注を含む。)本条(3)(g)にいう主張は、20000 字以内で構成されるものとする(脚注を除く)。ただし、字数は Microsoft Word の文字カウント機能を使用して「文字数(スペースを含めない)」でカウントするものとする。(すなわち、半角英数も一字としてカウントする。)
- (5) 本条(3)(g)にいう主張はシングルスペースで作成しなければならない。ただし、脚注はダブルスペースにすることができる。
- (6) メモリアルには、個人名、所属の学部、大学院、大学、その他の機関名を一切記してはならない。但し、本大会の実行委員会が指定するチームナンバーについてはその限りではない。

第6条 (書面の評価)

- (1) 参加各チームは、実行委員会の定める期日までに以下のコピーを送付しなければならない。(a)と(b)の両方が送達された時点で提出とみなす。
 - (a) 書留郵便により、実行委員会の指定する住所宛に、紙面の形式で原告・被告の書面を各 7 部(計 14 部)。締切日の消印有効とする。

- (b) 電子メールにより、実行委員会の指定するアドレスに、Word ファイル(.docx)の形式で原告・被告の書面を各 1 部。原告・被告それぞれの書面は 1 つずつのファイルにまとめられていなければならない。Word ファイル名は、「チームナンバー」と「原告・被告の区別」（例：000A、000R）を明記し、メールの件名は「【チームナンバー】2018 年度宇宙法模擬裁判日本大会書面提出」と記さねばならない。
- (2) 前項の提出が期日までに行われていなかったことを確認した場合、実行委員会は当該参加校に遅刻(不着)通知を送付しなければならない。この通知に対して異議のあるチームは、口頭弁論大会前日までに実行委員会の指定する方法で期日内の提出の証明を行うことが出来る。
- (3) 実行委員会は宇宙法、国際法の研究者、法曹実務家及び有識者を招聘し、書面裁判官に任命する。
- (4) 得点は公式得点表に記入され、保存されなければならない。
- (5) (a) 本大会における書面の最高得点は 100 点である。50 点が原告に対して、残り 50 点が被告に対して割り当てられる。2 人以上の書面裁判官が採点する場合は、それぞれの裁判官が与えた得点の平均を当該書面の得点とする。
- (b) 考慮されるべき得点要素は以下のとおりである。
- ・オーソリティーの使用およびリサーチの広範さ
 - ・事実および事実に適用される法的原則の知識
 - ・関連する事案の適正および正確な分析
 - ・論理および理由づけ
 - ・法的根拠
 - ・明確性と構成
 - ・説得性
 - ・一貫性
 - ・文法および形式

第 6 条の 2（英語サマリーの提出）

(1) 参加チームは、書面の提出後、実行委員会の定める期日までに、原告被告それぞれの「英語サマリー」を提出しなければならない。

(2) 英語サマリーは、以下の形式に従って作成されるものとする。

(a) 英語サマリーの構成は、表題及びサマリー本文からなる。表題は、”Summary of Oral Pleadings”とし、本文はすべて英語とする。本文のフォントは Times New Roman とし、フォントサイズは 12 ポイント以上とする。

(b) 英語サマリーは、Word にて作成するものとし、2 枚以内にまとめなければならない。用紙は A4 版とし、最低限上下左右 2.5cm の余白を空けるものとする。字数に制限はないが、脚注をつけることはできない。

(c) 英語サマリーは、ダブルスペースで作成されなければならない。

(d) 英語サマリーには、個人名、所属の学部、大学院、大学、その他の機関名を一切記して

はならない。但し、本大会の実行委員会が指定するチームナンバーについてはその限りではない。

(e) 英語サマリーの内容は、規則第 7 条に規定される口頭弁論の内容を要約したものでなければならない。

(3) 参加チームは、電子メールにより、実行委員会の指定するアドレスに、Word ファイル(.docx) の形式で原告・被告の英語サマリーを各 1 部送付しなければならない。原告・被告それぞれの英語サマリーは 1 つずつのファイルにまとめられていなければならない。Word ファイル名には、「チームナンバー」および「原告・被告の区別」(例: 000A、000R) を明記し、メールの件名は「【(チームナンバー)】2018 年度宇宙法模擬裁判日本大会英語サマリー提出」と記さねばならない。

(4) 英語サマリーは、大会当日までに、口頭弁論の相手チーム及び弁論裁判官に送付される。弁論裁判官は、口頭弁論の評価の際に、英語サマリーを書面とともに評価の参考とするものとする。

第 7 条 (口頭弁論)

- (1) 口頭弁論は、国際司法裁判所において行われることを想定し、日本語で行うものとする。
- (2) 弁論は、原告の主弁論、被告の主弁論、原告の反論、被告の再反論の順序で行う。
- (3) 弁論の時間は、原告・被告それぞれ、主弁論と反論(再反論)を合わせて 30 分以内とする。弁論全体の時間は当事者の望むように、主弁論、反論(再反論)における 2 人の弁論者の持ち時間に分かつことができる。但し、各弁論者は少なくとも 10 分は主弁論を行わなければならない。2 分以上 6 分以内の時間を反論、再反論に割かなければならない。
- (4) 口頭弁論の開始に先立ち、各チームはタイムキーパーに対して、第一弁論者、第二弁論者、反論(原告)、再反論(被告)に何分割り当てるのかを示さなくてはならない。その試合において弁論する構成員のうち 1 名のみが反論、再反論を行うことができる。
- (5) 主弁論においては、事前に提出された書面の内容に関わらず、問題に関するいかなる論点も提起することができる。反論においては主弁論において提起された問題のみを、再反論においては反論で提起された問題のみを提起することができる。
- (6) タイムキーパーは経過した時間を計り、各代理人に適切な間隔をもって、残存時間を知らせることとする。計時は弁論者の第一声より始めることとする。
- (7) 時間切れとなった際は、弁論する代理人は弁論を直ちに停止しなければならない。但し、裁判官が質問に費やされた時間として数分の追加をみとめた場合はこの限りではない。また、裁判長は裁量により、一人につき最大 2 分まで延長を認めることができる。
- (8) 弁論者・補佐人は以下の義務に従わなければならない。
 - (a) 弁論者は独力で弁論しなければならない。弁論中は、チームメイト及びその他の人と口頭や文書などで連絡したり、合図など何らかの方法で意思疎通を図ったりしてはならない。
 - (b) 原告席及び被告席に着いている者は、互いに、口頭で連絡してはならない。
 - (c) 原告席及び被告席に着いている者は、傍聴席にいるものと一切連絡を取ってはならない。
 - (d) 原告席及び被告席へのパソコン・携帯電話などの持ち込みはこれを禁止する。

- (e) 裁判官および廷吏・タイムキーパーに自己の代表する大学名が判別されるような行動をしてはならない。
- (9) 裁判長は、法廷における訴訟運営に対する傍聴人などの妨害を抑制・排除し、適正かつ迅速な裁判を実現するために法廷警察権を有する。但し、傍聴人が法廷においてメモを取る行為は、その見聞する裁判を認識・記憶するためになされるものである限り尊重に値し、第 11 条（3）で問題とされる行為その他の理由なく妨げられてはならない。

第 8 条（口頭弁論の評価）

- (1) 実行委員会は宇宙法、国際法の研究者、法曹実務家及び有識者を招聘し、弁論裁判官に任命する。弁論裁判官は口頭弁論の判定に参加する。但し、参加チームと特別な利害関係にあると実行委員会が認める者は裁判官になることはできない。
- (2) 口頭弁論の審理における法廷の構成は以下の通りとする。
 - (a) 弁論の行われる法廷は、裁判長 1 名と 2 名以下の弁論裁判官により構成される。
 - (b) 各法廷には、実行委員会が任命したタイムキーパー及び廷吏をおこななければならない。
 - (c) 実行委員会は、本規則の解釈等について弁論裁判官を補佐する者若干名を、必要に応じて、各法廷に置くことができる。なお、弁論裁判官を補佐する者には、タイムキーパー・廷吏が含まれるものとする。
- (3) 得点は公式得点表に記載され、保存される。
- (4) (a) 各試合においてそれぞれの弁論裁判官は最大 50 点で以下の基準に従い弁論を採点する。
 - (b) 考慮されるべき得点要素は以下のものを含む。
 - ・ 裁判官からの質問への回答
 - ・ 事実および事実へ適用される法的原則の知識
 - ・ 関連する問題の適正、正確な分析
 - ・ 論理と理由付け
 - ・ 法的根拠
 - ・ 明確性と構成
 - ・ 説得性
 - ・ 一貫性
 - ・ 文法および形式
 - ・ 態度、時間配分(poise, demeanor and ability to manage time)

第 9 条（進行手続）

- (1) 各チームは原告・被告それぞれ最低 1 試合からなる弁論ラウンドに出場する。各チームは弁論ラウンドにおいて同一のチームと 2 回以上対戦してはならない。
- (2) 弁論ラウンドの組み合わせは実行委員会が無作為抽選により決定する。
- (3) 第 10 条に規定される決勝ラウンドに進出するチームの決定、および第 12 条に従い設けられる賞の決定の際に用いるため、実行委員会が必要と認めるときは、附属書 I に従っ

て減点を課した後の各チームの書面・弁論の得点の総和によって順位を決定する。

第10条（決勝ラウンド）

- (1) 大会の目的に資すると実行委員会が認めた場合、その決定により参加チームの代表2チームからなる決勝ラウンドを開催する。
- (2) 代表チームは、前条（3）に従って決定された順位の上位2チームとする。
- (3) 決勝ラウンドは一回のみ行われるものとし、実行委員会の定める方法により原告・被告を決定する。
- (4) 決勝ラウンドにおいては、裁判官の協議により勝敗のみが決定される。
- (5) 決勝ラウンドに出場する各チームは決勝終了後、対戦チームのメモリアルを廷吏またはタイムキーパーに返却しなければならない。返却に応じない場合、附属書Ⅰの規定に従い減点を行う。
- (6) この他の進行手続きについては通常ラウンドに準じる。

第11条（罰則）

- (1) チームによって獲得されたすべての得点は、この規則に抵触する限りにおいて減点が科される。
- (2) 減点は個々の規則への抵触に対し、附属書Ⅰに定める基準に従い、実行委員会の裁量によって科される。
- (3) 実行委員会は、脅迫や常識の範囲を超えた偵察行為その他の不公正な振る舞いをしたチームに減点を科することができる。
- (4) 実行委員会は、競技に深刻な悪評をもたらす目的、効果をもつ方法で振る舞ったチームに減点を科することができる。
- (5) 各チームは、以下の期限までに実行委員会に対し対戦チームの書面および口頭弁論について違反申請を行うことができる。
 - (a) 書面について、実行委員会の定める期限
 - (b) 口頭弁論について、試合終了後20分以内
- (6) 各チームは、以下の期限までに実行委員会に対し減点について書面による異議申立てを行うことができる。
 - (a) 書面について、実行委員会の定める期限（別途通知する）
 - (b) 口頭弁論について、減点の通知を受けてより20分以内
- (7) 附属書Ⅰに定める基準に抵触し、失格となったチームには、登録料の返還はしない。

第12条（賞）

- (1) 実行委員会は、以下の賞を設けることができる。また、大会の目的に資すると判断する場合、実行委員会はその他各種賞を設けることができる。賞の種類および該当チームの発表・表彰はレセプションにおいて行われる。
 - (a) （最優秀書面）最優秀書面は、書面の得点が最も高かったチームとし、最優秀書面は、

原告被告それぞれにつき決定する。なお、書面の順位は、得点の高い順によりこれを決定する。

(b) (最優秀弁論者) 最優秀弁論者は、口頭弁論の得点が最も高かった弁論者とし、原告被告それぞれにつき決定する。なお、口頭弁論の順位は、得点の高い順によりこれを決定し、複数の法廷に参加した弁論者に関しては、最も高い得点を用いることとする。

(c) (総合優勝) 総合優勝は、原告及び被告の書面及び口頭弁論の合計得点が最も高かったチームとする。ただし、第 10 条の規定に基づき決勝ラウンドが行われた場合、総合優勝は、決勝ラウンドの勝利チームとする。

(2) 書面および口頭弁論の点数については大会終了後速やかに実行委員会から各参加チームへ通知がなされる。

第 13 条 (実行委員会の権限)

(1) 実行委員会は、本規則により授権された場合その他必要がある場合においては、細則などを決定することができるものとする。

(2) 本規則の最終的解釈権限は実行委員会が有する。

(3) 実行委員会は、必要に応じて本規則の施行に関する細則を定めることができる。

附属書 I : 罰則に関する基準

第 1 条 (書面に対する罰則)

書面に関しては、参加チームから送られた電子データを基準として採点を行うものとする。

- (1) 提出遅延：1日につき1点減点(部数不足の場合は1点減点)
- (2) 第3条(3)〔事前の情報交換〕の違反：最大20点減点(原被ともに)
- (3) 第5条(1)〔原告・被告の提出〕の違反：1点減点
- (4) 第5条(3)〔構成要素〕に挙げられている構成要素の欠落：欠落1個につき2点減点
- (5) 第5条(4)〔書式〕の違反：1違反につき2点減点とする。文字数の超過については100字につき2点減点(上限10点)・ページの過不足については過不足分のページ毎に1点減点
- (6) 第5条(5)〔スペース〕の違反：2点減点
- (7) 第5条(6)〔匿名性〕の違反：1点減点
- (8) メモリアルの不提出：失格
- (9) 第10条(5)〔メモリアルの返還〕：口頭弁論得点の合計より10点減点

第 2 条 (口頭弁論に対する罰則)

- (1) 弁論者席にいる者と裁判官以外の者とのあらゆる形態の交信：5点減点
- (2) 口頭弁論の前またはその最中における、裁判官に対するメモリアル以外のあらゆる書面の提出：5点減点
- (3) 弁論裁判官の同意なく第7条(7)〔時間延長〕に従わない行為：時間終了後に発言していた時間1分毎に1点減点
- (4) 第7条(5)〔反論・再反論の範囲〕の違反：1違反につき5点減点(最大10点減点)
- (5) 口頭弁論の放棄：失格

第 3 条 (その他の罰則)

第11条(3)(4)についての減点は特に上限を設けない。また、違反の程度によっては実行委員会の裁量により違反の行われた試合において違反チームを負けとしたり、違反チームを失格とすることもできる。

第 4 条 (英語サマリーに対する罰則)

英語サマリーに関しては、参加チームから送られた電子データを基準として採点を行うものとする。英語サマリーに関する減点は、口頭弁論の得点から差し引くものとする。

- (1) 未提出：5点減点
- (2) 第6条の2(1)〔提出期日〕の違反：3点減点。
- (3) 第6条の2(2)(a)~(d)〔書式〕の違反：項目ごとに1点減点。最大3点減点。
- (4) 第6条の2(2)(e)〔内容〕の違反：最大3点減点。

附属書 II : 書面の形式

I-A (表紙の例)

JAPAN SPACE LAW MOOT COURT COMPETITION (year)

Team No...

IN THE INTERNATIONAL COURT OF JUSTICE
AT THE
PEACE PALACE, THE HAGUE

Case concerning.....

.....(name)

V.

.....(name)

ON SUBMISSION TO THE INTERNATIONAL COURT OF JUSTICE

MEMORIAL FOR THE APPLICANT (RESPONDENT)

.....(name)

I-B (目次の例)

目次

目次	i
参考資料索引	v
請求項目	ix
事実概要	x
主張概要	xiii
主張詳細	1

I. (国名) の～という行為は違法である

1.

I-A. (国名) の～という行為は○○条約に違反する。

1.

I-C (参考資料索引の例)

参考資料索引

国際判例

The Zafiro case (Great Britain v. United States), (Decision), 1925 RIAA Vol.6, p.160, p.164, (November 30)

書籍

E.R.C. VAN BOGAERT, ASPECTS OF SPACE LAW, p.115, p.135, p.173, (1986)

BIN CHENG, STUDIES IN INTERNATIONAL SPACE LAW, p.420, p.467, p.633, pp.635-636, (1997)

論文・雑誌

Kay-Uwe Horl & Julian Hermida, “Change of Ownership, Change of Registry? Which Objects to Register, What Data To Be Furnished, When, And Until When?”, *Proceedings of the International Institute of Space Law*, Vol.46, p.454, p.458, (2003)

条約

Treaty on Principles governing the Activities of States in the Exploration and Use of Outer Space, including the Moon and Other Celestial Bodies, December 19, 1966, 610 U.N.T.S. 205, Arts.1, 6, 8

国連文書

Report of the Legal Subcommittee on its 45th session, held in Vienna from 3 to 13 April 2006, U.N.C.O.P.U.O.S., 45th sess., U.N.Doc.A/AC.105/871, p.22, (2006)

その他

The United Kingdom Outer Space Act of 18 June 1986, Arts.3(2)(b), (1986), available at <[www.bnsc.gov.uk/assets/channels/about/outer space act 1986.pdf](http://www.bnsc.gov.uk/assets/channels/about/outer_space_act_1986.pdf)>

The United States' Commercial Space Launch Sec.70104(a)(4), (1984), available at <http://www.jaxa.jp/library/space_law/chapter_3/3-1-2-4/3-1-2-44_e.html>

I-D (請求項目の例)

請求項目

- 1) Republicaは、Stationriderの作為及び不作為に関して責任を有し、Starflight-1の損失に関連してAspirantiaが被った損失及び損害に対し賠償責任がある。

- 2) Republicaは、Stationferryの緊急着陸の結果Aspirantiaが負担した浄化、回収及び返還に関する費用についての賠償責任を負う。

- 3) Aspirantiaは、Linke機長及びVienet博士を合法的に逮捕・起訴した。

I-E (事実概要の例)

事実概要

Aspirantia共和国（以下Aspirantia）及びRepublica王国（以下Republica）は、国際連合の加盟国であり、1967年の宇宙条約、1968年の宇宙救助返還協定及び1972年の宇宙損害責任条約の当事国である。Republicaはウィーン条約法条約を署名、批准したが、Aspirantiaは未だ署名していない。

RepublicaはAspirantiaと地理的に隣接しており、宇宙活動における重要な技術力を保有している。

Stationride

Corporation（以下Stationrider）はRepublicaから平均海面上350km上空の軌道上を回る常設国営宇宙ステーションまでの有人宇宙飛行を事業として行う免許を受けている私企業であり、Space Activities Act 2000（以下SAA）の適用下で、常設国営宇宙ステーションまでの有人宇宙飛行を事業として行う免許をRepublicaから受けている。また先頃、宇宙ステーションに物資を輸送するためのStationferryを利用し、私人を対象とした乗船サービスを提供する許可も得た。

Ashes

Corporation（以下Ashes社）はRepublica国内の葬儀サービス企業である。先頃、StationriderはAshes社と、遺灰入りのカプセルが入った小型容器を運搬し低軌道に配置するという内容の契約を結んだ。これに関し、Republicaや他国の環境保護論者、天文学者や宇宙科学者達が宇宙軌道を使用し、汚染するこのような手法に対し抗議したにも関わらず、Republica宇宙局は、この目的のためにStationferry打上げを禁止せず、さらに打上げの際、ペイロード及びその位置に関して他国への通報を一切行っていない。

I-F (主張概要の例)

主張概要

- I: (i)
Republicaは、宇宙条約6条上Stationriderの作為および不作為に関して責任を有する。(ii) 宇宙損害責任条約3条に基づきRepublicaはStarflight-1の損失に関連してAspirantiaが被った損失及び損害に対し賠償責任がある。
- II: (i)
Republicaは、Stationferryの緊急着陸の結果Aspirantiaが負担した燃料による浄化の費用について宇宙損害責任条約2条及び慣習国際法上賠償責任を負う。(ii)
Republicaは、Stationferryの緊急着陸の結果Aspirantiaが負担したStationferryの回収及び返還について宇宙救助返還協定5条上賠償責任を負う。(iii)
Republicaは、Stationferryの緊急着陸の結果Aspirantiaが負担したStationferryの乗員・乗客の回収及び返還に関する費用について宇宙救助返還協定4条上賠償責任を負う。
- III. (i)
AspirantiaはLinke機長及びVienet博士に対して刑事管轄権を行使することが出来る。(ii) Aspirantiaの本件の逮捕・起訴は宇宙救助返還協定4条に違反していない。

I-G (脚注を含めた主張の例)

主張詳細

I.

Republicaは、Stationriderの作為および不作為に関して責任を有し、Starflight-1の損失に関連してAspirantiaが被った損失及び損害に対し賠償責任がある。

本件事実によると、Republica国企業Stationriderは、遺灰入りの口紅大のカプセルが入った小型容器を運搬し低高度の「墓場軌道」に配置するためStationferryを打ち上げた。その際、Stationferryの乗客の一人Timothy・L・Ash（以下、Ash）は遺灰入りの「father」と刻印されたカプセル（以下、「father」）を宇宙空間に放出しており、StationriderはAshの行為をなんら防止しなかった。その結果として、「father」の衝突によりAspirantia国企業Startoursの打ち上げたStarflight-1は破損し、Starflight-1の乗客・副操縦士が死亡した。また、その後Starflight-1が墜落した結果StartoursはStarflight-1を失い、機長及び乗客のうち一名が負傷した。

宇宙損害責任条約3条は「損害が一の打ち上げ国の宇宙物体又はその宇宙物体内の人に対して他の打ち上げ国の宇宙物体により地表以外の場所において引き起こされた場合には、当該他の打ち上げ国は、当該損害が、自国が責任を負うべき者の過失によるものである限り賠償責任を負う」旨が規定されている¹。したがって以下、宇宙損害責任条約3条に基づきRepublicaがAspirantiaに対し賠償責任を負うことを論証するために、StationriderはRepublicaが責任を負うべき者に該当すること、Starflight-1並びに「father」は宇宙物体であること、Aspirantia並びにRepublicaは打上げ国に該当すること、Starflight-1の墜落及び乗員・乗客の死亡という損害はStationriderの過失により生じたことを順に論証する。なお、Starflight-1と「father」の衝突は、Starflight-1の降下中に高高度において発生しており、地表以外の場所において引き起こされていることは本件事実より確認できる。

I-A. StationriderはRepublicaが責任を負うべき者に当たる。

¹ The Convention on International Liability for Damage Caused by Space Objects, November 29, 1971, 961 U.N.T.S. 187, Art.3.

宇宙損害責任条約3条にいう「自国が責任を負うべき者」とは、国家が自ら宇宙活動の免許を付与した企業を含む²。(1037字)

² Krystyna Wiewiorowska, “Some Problems of State Responsibility in Outer Space Law”, *Journal of Space Law*, Vol.7, p.23, p.27, (1979).

I-H (法廷への請求の例)

以上の理由から、原告.....は国際司法裁判所に対し、以下の事項を判決し、宣言することを謹んで請求する。

1.....

2.....

3.....

4.....